

城陽市下水道事業ビジョン参考資料

－城陽市下水道事業ビジョン期間中の財政計画－

令和3年3月

城陽市上下水道部

目 次

第1章	目的と位置付け	- 1 -
第2章	経営環境について	- 2 -
2.1.	汚水処理人口の見通し	- 2 -
2.2.	有収水量等の見通し	- 3 -
第3章	財政計画（投資・財源計画）	- 4 -
3.1.	現在の財政状況	- 4 -
3.2.	財源計画	- 6 -
3.3.	投資計画	- 16 -
3.4.	その他の効率化・経営健全化等の取組み	- 17 -
3.5.	財政計画の進捗管理と見直し	- 18 -
3.6.	財政計画（投資・財源計画）	- 19 -

第1章 目的と位置付け

本資料は、『城陽市下水道事業ビジョン』（以下、「ビジョン」とします。）におけるビジョン期間中の財政計画及びその説明資料として作成したものです。

本市の下水道事業は、昭和 58 年に事業認可を得て以来、積極的に整備を進め、平成 2 年度には供用開始し、平成 20 年度までにはほぼ整備を完了しました。その結果、令和元年度末現在では行政区域内人口の 99.5%が下水道を利用できるようになりました。その一方、一時期に投資が集中したため、整備財源とした企業債（借入金）の償還（返済）負担が重く、結果として慢性的な資金不足が生じており、今後もこの状況は続くことが見込まれます。

この資金不足に対しては、総務省や京都府からは、今後 10 年間で解消できない場合、企業債の発行に制限をかけるとされており、その解消に強い指導を受けている現状です。

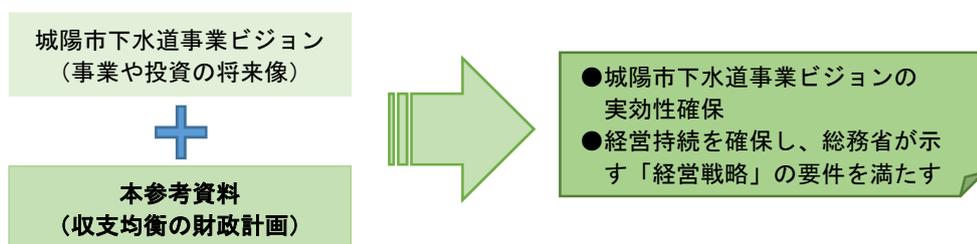
また、阪神・淡路大震災を機に見直された耐震基準を満たしていない管路が一部存在することへの対応等、“重要な管路の耐震性確保”がビジョンの最重点施策とされており、これらの事業の財源も必要となります。さらに、今後は人口減少や節水等により、汚水量の減少ひいては使用料収入の減少が見込まれます。

このような状況下において、本資料の財政計画は、ビジョンに掲げる事業の実効性を確保し、持続的な下水道事業経営を実現するため、「城陽市上下水道事業経営審議会」における審議及び答申を踏まえて、令和 3 年 10 月における下水道使用料改定を前提に策定しています。

なお、総務省からは、施設整備の見通しである「投資計画」と、その財源の見通しである「財源計画」を均衡させる「投資・財源計画」を備えた「経営戦略」の策定が要請されています。本資料は、「投資・財源計画」を明示し、「経営戦略」の要件を満たすための補足資料としての位置付けも有しています。

今後は、この計画を基礎としながら、ビジョンに掲げる事業を着実に実施し、下水道事業経営の持続を図っていきます。

図表 1-1 本参考資料の目的と位置付け

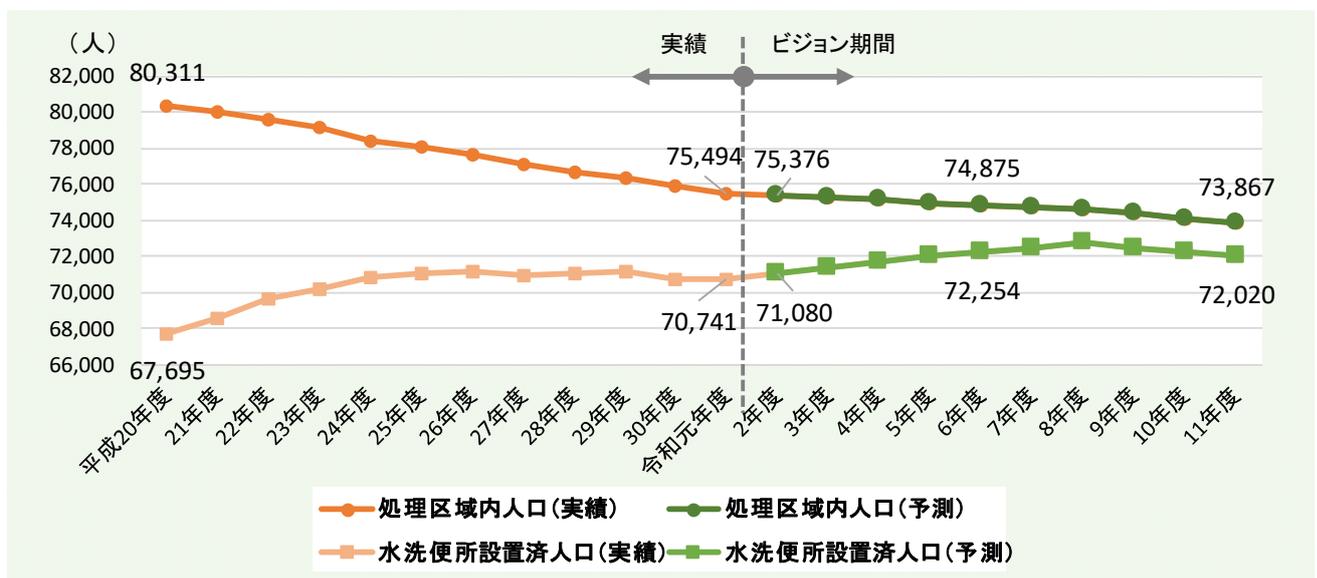


第2章 経営環境について

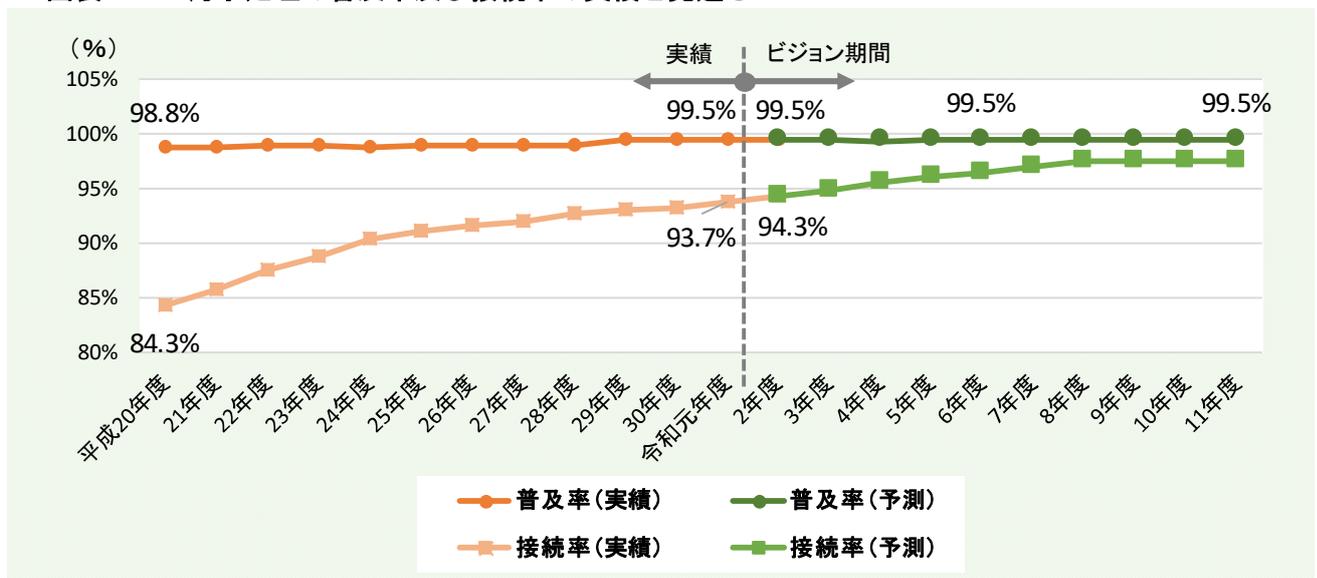
2.1. 汚水処理人口の見通し

本市の人口が減少傾向にあるため、汚水処理区域内に居住している人口（処理区域内人口）も減少傾向で推移する見通しです。一方、訪問や文書郵送による普及啓発活動の継続により、下水道への接続率を令和8年度までに97.5%まで上昇させる目標としています。そのため、下水道に接続して利用している人口（水洗便所設置済人口）は、令和8年度まで増加し、その後は減少に転じる見通しです。

図表 2-1 汚水の処理区域内人口及び水洗便所設置済人口の実績と見通し



図表 2-2 汚水処理の普及率及び接続率の実績と見通し



※普及率＝処理区域内人口÷行政区域内人口 接続率＝水洗便所設置済人口÷処理区域内人口

2.2. 有収水量等の見通し

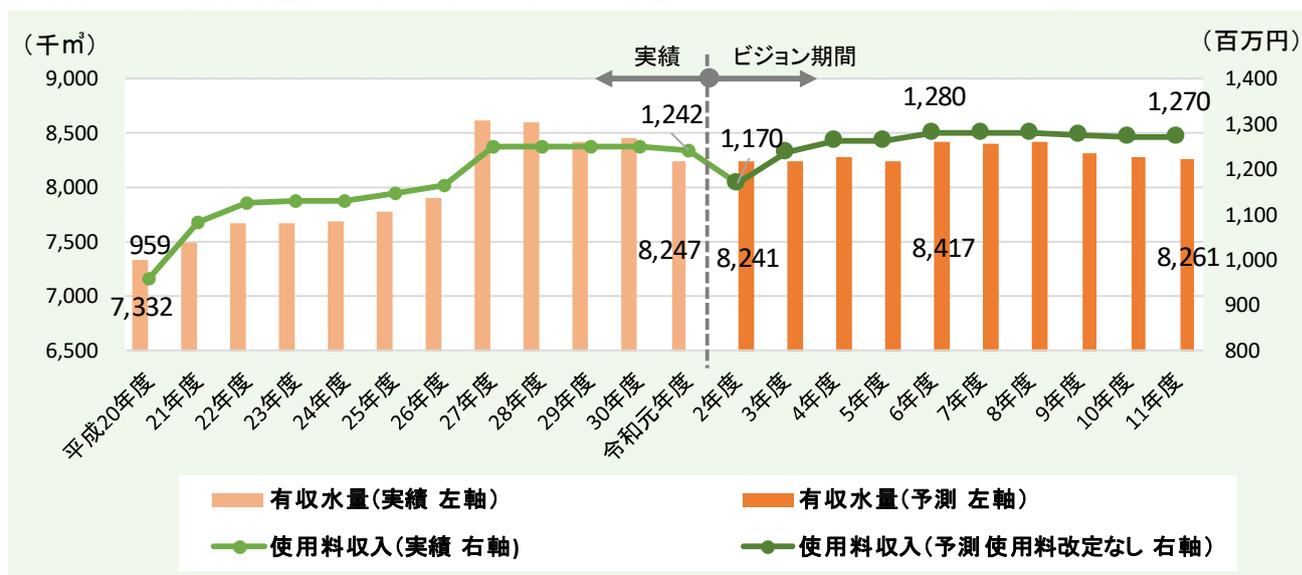
(1) 有収水量の見通し

使用料収入の調定に用いる有収水量は、令和 6 年度の東部丘陵地域の整備に伴う供用開始により増加しますが、その後は人口減少や節水等により、令和 8 年度をピークとして減少傾向で推移する見通しです。

(2) 使用料収入の見通し

使用料改定を行わない場合、有収水量と同じく令和 8 年度をピークとして減少傾向となります。ビジョン期間中においては、概ね年間 12 億円強で推移する見通しです。

図表 2-3 有収水量及び使用料収入の実績と見通し



※令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症対策による減免措置として、10, 11 月分の基本使用料を無料とした影響で約 70 百万円の減収が生じています。

第3章 財政計画（投資・財源計画）

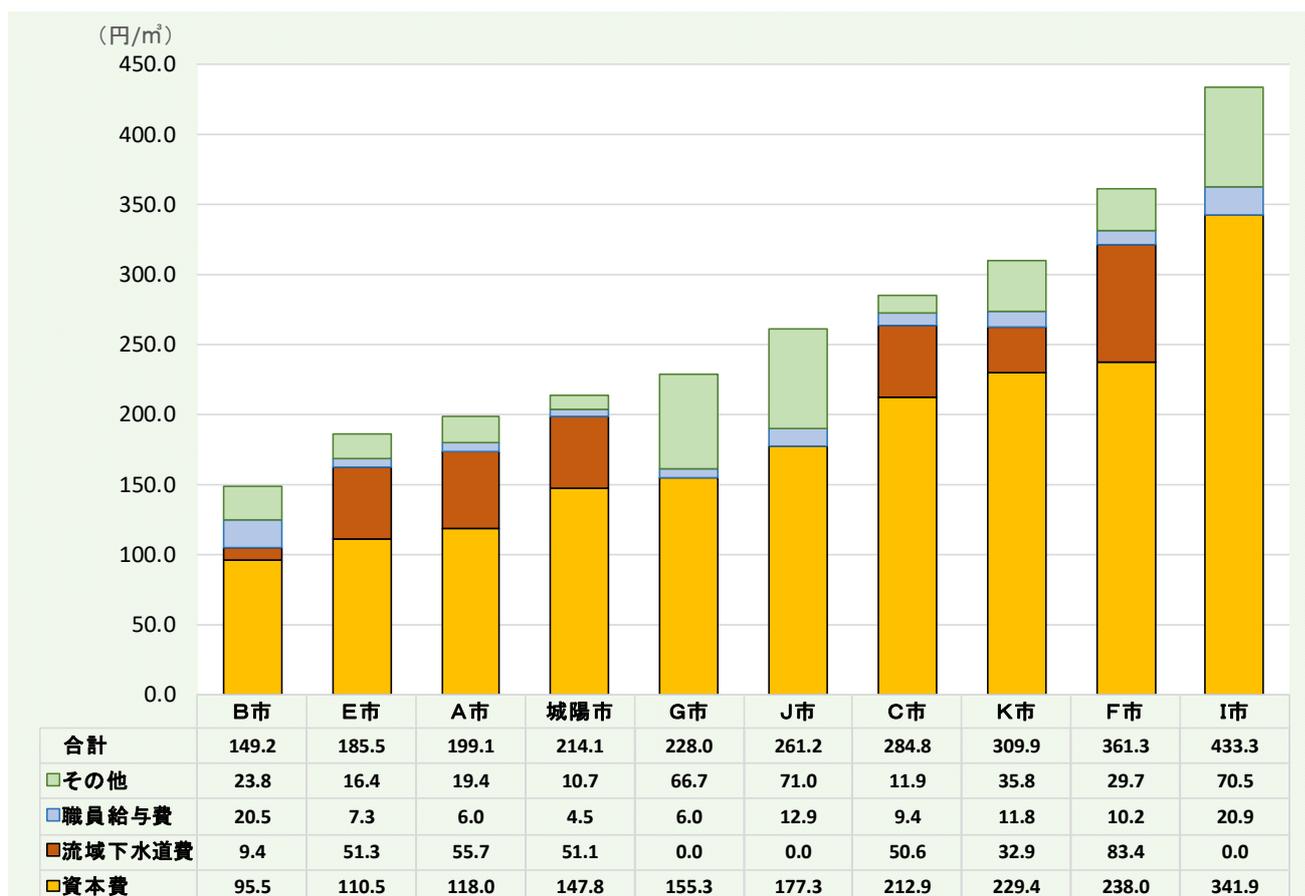
3.1. 現在の財政状況

（1）経費の状況

下水道事業では、経営状況が厳しいこともあり、職員給与費をはじめ、事業者として削減ができる経費については、かねてより削減を進めてきました。

その結果、本市の1 m³あたりの費用は、京都府下の比較では低位になっています。さらに、費用のほとんどが減価償却費、支払利息等の資本費や流域下水道維持管理負担金であり、市内部で削減の余地がある職員給与費等は京都府下で最も低い水準となっています。

図表 3-1 有収水量1 m³あたり費用の府内事業体比較



※平成30年度時点で、地方公営企業法の財務規定の適用（企業会計方式による経理を採用）をしている府下の下水道事業を抜粋して比較対象としています。

※総務省「平成30年度地方公営企業年鑑」より本市作成

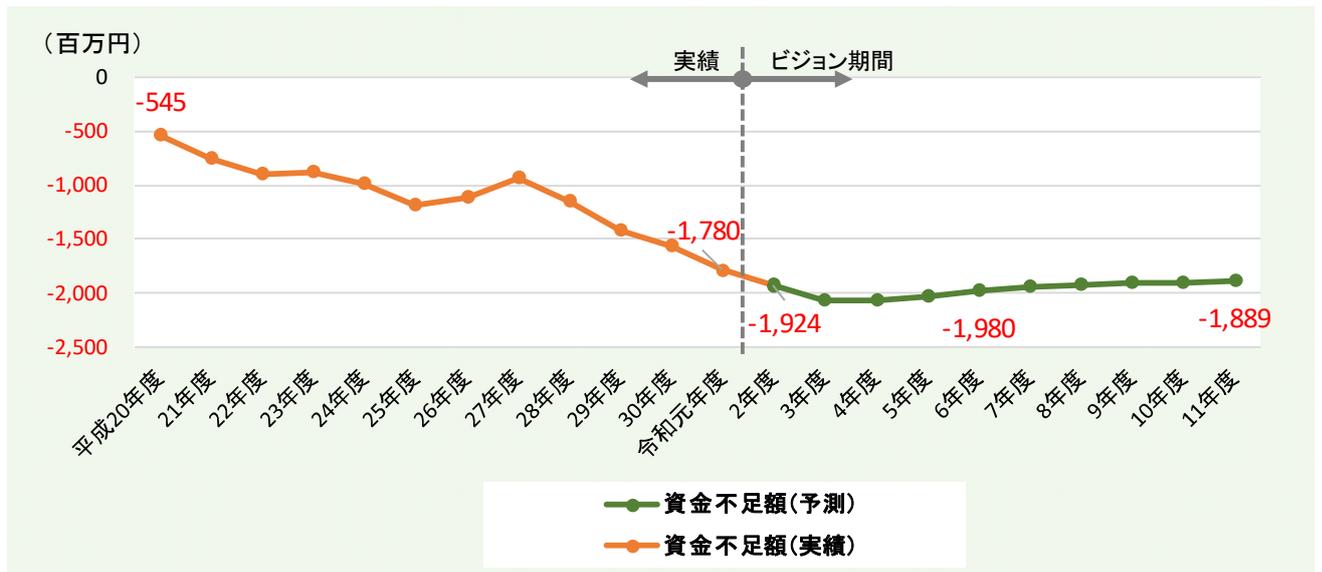
(2) 資金不足額の見通し

本市の下水道事業においては、短期間に整備を進めたため、整備財源となった企業債（借入金）残高の水準が高く、その元利償還金（返済額）の負担が非常に大きくなっています。

その結果、資金不足が生じており、その額は令和元年度末で約 18 億円となりました。これまで、この資金不足は一時借入金で賄ってきましたが、経営面からは早急に解消する必要があります。

資金不足額への対策を講じない場合、概ね横ばいで高い水準が続く見通しです。

図表 3-2 資金不足額の実績と見通し



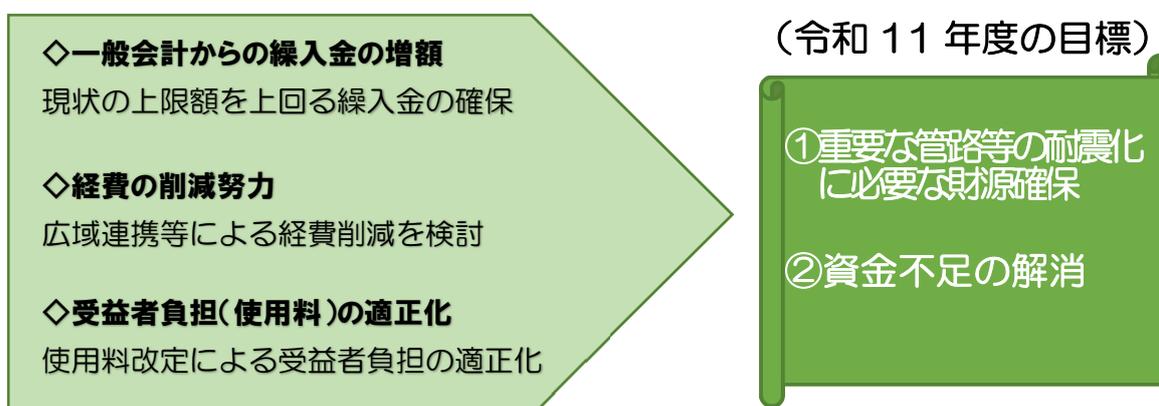
3.2. 財源計画

(1) 基本的な考え方

“持続可能な財源の検討”はビジョンにおける重点施策です。経営面から見た持続可能な状態とは、ビジョンにおける耐震化や更新の財源を確保するとともに、資金不足を解消することです。

そのための財源確保策の基本的な方向性は、まず一般会計からの繰入金を増額し、現状を上回る水準を確保し、次に事業の効率化等により経費削減を図ります。その上で、使用料改定を実施して受益者の負担を適正化することとします。

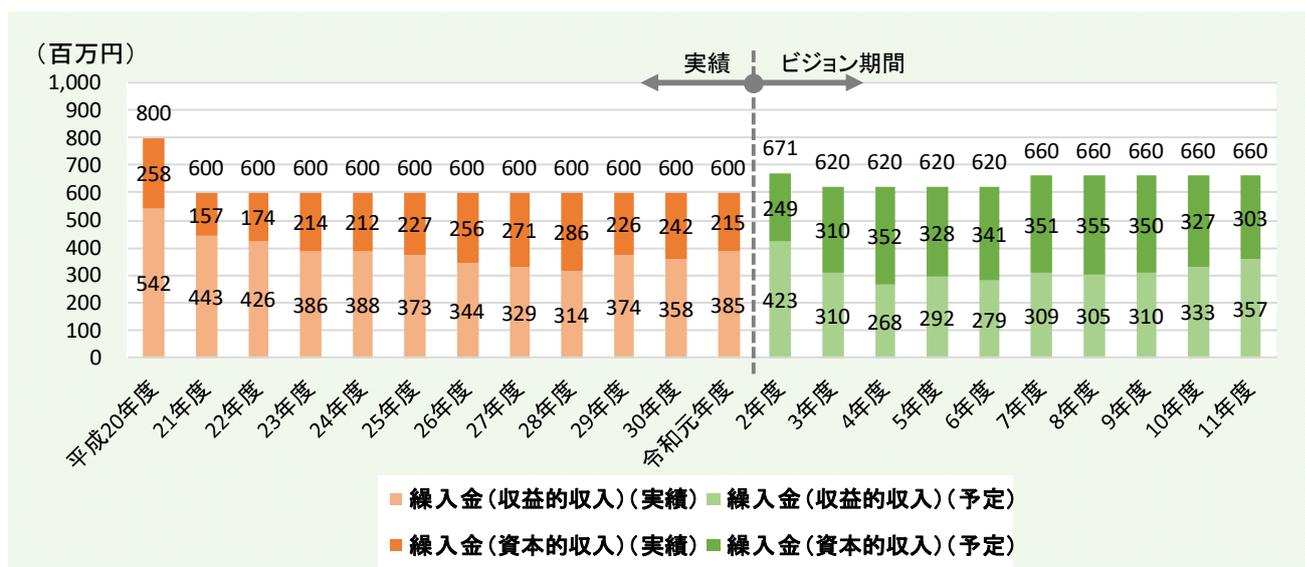
図表 3-3 財源計画の考え方



(2) 一般会計からの繰入金の増額

一般会計からの繰入金については、総務省による繰入基準や京都府からの指導を踏まえて、ビジョン期間中に段階的に引き上げ、これまでの6億円/年から、令和3年度には6.2億円/年、令和7年度には6.6億円/年に引き上げることとします。

図表 3-4 一般会計からの繰入金



※令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策による減免措置等の財源として、通常分の600百万円とは別枠で71百万円の繰入を行いました。

(3) 経費の削減努力

本市の下水道事業では、厳しい経営状況の中、かねてから経営の効率化、経費削減に取り組んできました。そのため、現時点で支出の90%以上が京都府へ支払う流域下水道の負担金や企業債の元利償還金といった、市の努力だけでは削減ができないものとなっています。

しかし今後も経費削減への努力は不可欠です。従来の経費削減策に加え、業務の効率化を図るための新たなシステムの利活用や委託可能な業務の検討を進めます。さらに現在、京都府を中心に議論されている広域化・広域連携についても、効果的な案件には積極的に参画し、経営の効率化を図っていきます。

(4) 受益者負担（使用料）の適正化

ア) 使用料改定の基本的な考え方

一般会計繰入金の増額や経費削減等の経営改善策を実施することを前提として、重要な管路等の耐震化に必要な財源を確保するとともに、資金不足を解消するために必要な水準で、令和3年10月に使用料を改定します。なお、これらの達成のために必要な使用料の平均改定率は14.5%となりますが、改定においては次の2点を考慮します。

① 一般的な家庭の使用料負担に対する配慮

本市における現行使用料は、主に一般家庭で使用される小口使用が府内において比較的高額な設定となっており、使用水量が増加するほど相対的に安価となっています。

このため、改定後については、一般的な家庭の使用水量である40 m³/2カ月の改定幅を、平均改定率より低い8.7%とし、一般家庭の使用料負担に配慮します。

② 一般会計からの借入金を財源とする軽減措置の導入

今回の改定では、現行使用料が府内において相対的に安価な大口使用者の改定率が高くなります。

大口使用者の多くは事業者ですが、新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けていることを考慮し、令和5年度末まで改定率を引き下げる軽減措置策を講じます。

イ) 使用料改定方策と平均改定率

① 改定時期：令和3年10月1日

令和3年9月30日以前から継続して下水道を利用している場合、使用料改定後、初回の下水道使用料請求額は旧使用料を適用します。

② 軽減措置期間：令和3年10月1日～令和6年3月31日の使用料請求分

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を鑑み、上記の期間は1期（2カ月）で61 m³以上を利用した場合の改定率を低くする軽減措置を講じ、大口使用者（主に事業者）に配慮します。

なお、この軽減措置の導入に伴い減収が見込まれる約1億円については、一般会計からの長期借入金で対応します。

図表 3-5 使用料改定に関するスケジュール表

	令和3年度						令和4年度						中略	令和5年度			令和6年度以降									
	1期		2期		3期		4期		5期		6期			1期		2期										
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
旧使用料期間											※															
使用料改定条例施行時期											●															
軽減措置適用期間											※															
軽減措置終了時期																						●				
新使用料全面適用期間																										

※令和3年9月30日以前から継続して下水道を使用している使用者については、令和3年10月1日以後最初の請求は旧使用料とします。

③ 平均改定率：13.3%

使用料改定の影響は、ビジョン期間のうち、令和3年10月～令和12年3月の間（以下「算出期間」とします。）で算出します。改定率については下記のとおりです。

なお、今後は3～5年ごとに使用料の適正化について検討し、必要に応じて見直しを行います。

(i) 算出期間における改定前の制度に基づく使用料収入見込額（税抜）	10,802,827 千円
(ii) 算出期間における改定後の制度に基づく使用料収入見込額（税抜）	12,234,211 千円
(iii) 今回改定に伴う使用料増収見込額 (ii) - (i)	1,431,384 千円

◇平均改定率 $((iii) \div (i)) \times 100 \approx 13.3\%$

ウ) 使用料表及び主な水量における使用料水準比較

① 使用料表

軽減措置期間及び軽減措置終了後の使用料表（税抜）の改定内容は以下のとおりです。

図表 3-6 使用料表（1期2カ月使用時、税抜）の改定内容

		A 現行使用料 (～令和3年9月)	B 軽減措置中 (令和3年10月 ～令和6年3月)	C 軽減措置 終了後 (令和6年4月～)	現行使用料との比較	
					軽減措置中 (B-A)	軽減措置 終了後(C-A)
基本使用料(～20 m ³)		2,400 円	2,750 円	2,750 円	350 円	350 円
従 量 使 用 料 1 m ³ あ た り	21 m ³ ～40 m ³	140 円	145 円	145 円	5 円	5 円
	41 m ³ ～60 m ³	155 円	180 円	180 円	25 円	25 円
	61 m ³ ～80 m ³	160 円	180 円	195 円	20 円	35 円
	81 m ³ ～100 m ³	170 円	190 円	210 円	20 円	40 円
	101 m ³ ～200 m ³	180 円	200 円	220 円	20 円	40 円
	201 m ³ ～5,000 m ³	200 円	220 円	240 円	20 円	40 円
	5,001 m ³	180 円	200 円	220 円	20 円	40 円

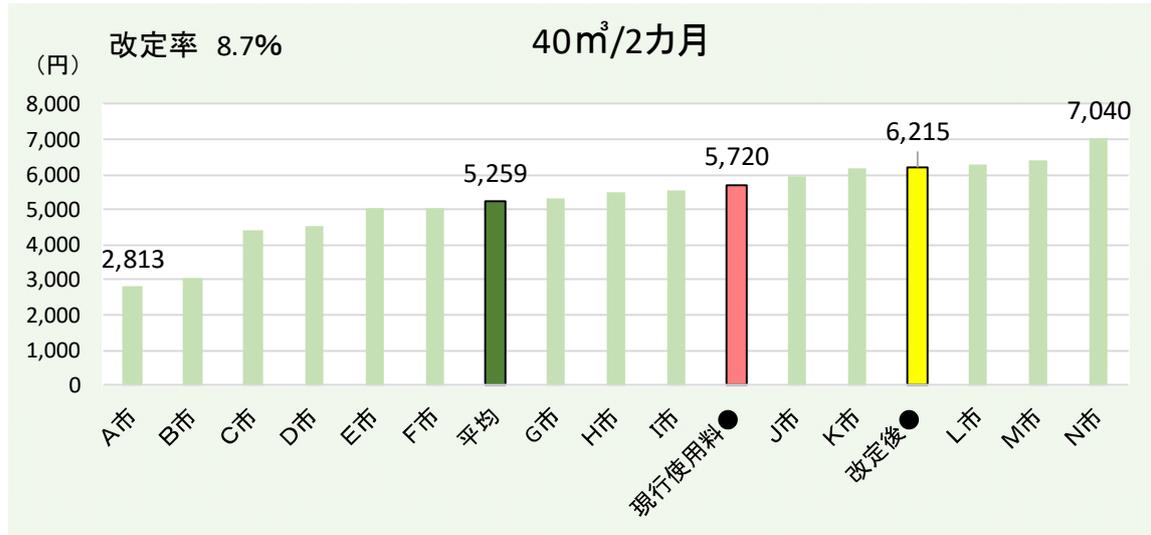
※着色部分は軽減措置の対象となる区画です。

② 使用料水準

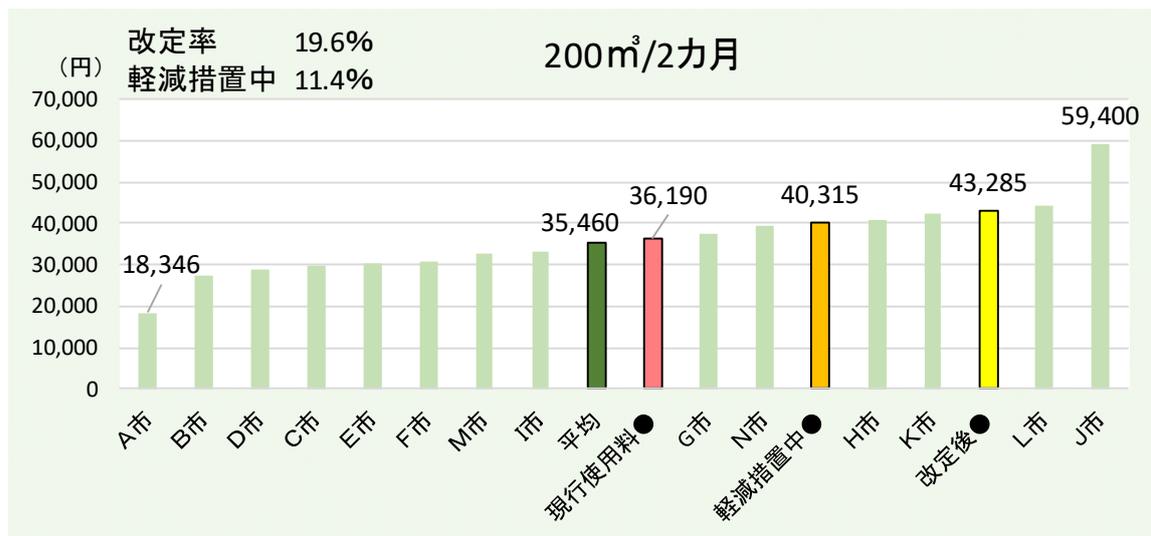
使用料水準については、平均改定率 13.3%に対して、一般家庭の利用を想定した 40 m³/2 カ月の改定率は 8.7%としており、一般家庭に配慮した改定内容としています。

事業者の利用を想定した水量の改定率は、一般家庭 40 m³/2 カ月の改定率よりも高くなっていますが、軽減措置の導入により、令和 6 年 3 月までの改定率は抑えられています。

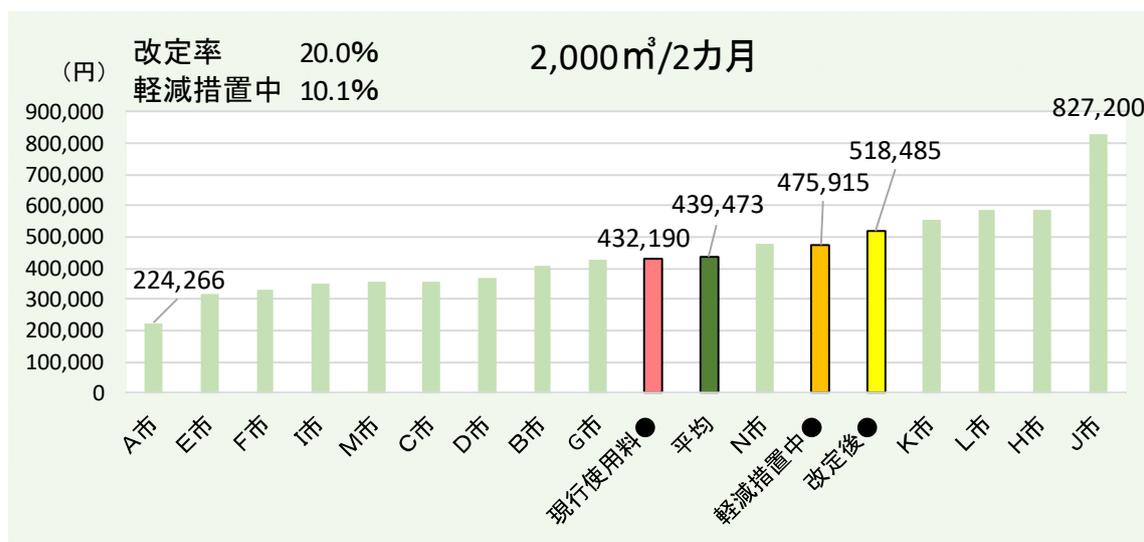
図表 3-7 「40 m³/2 カ月」の使用料及び府内事業体比較（税込）



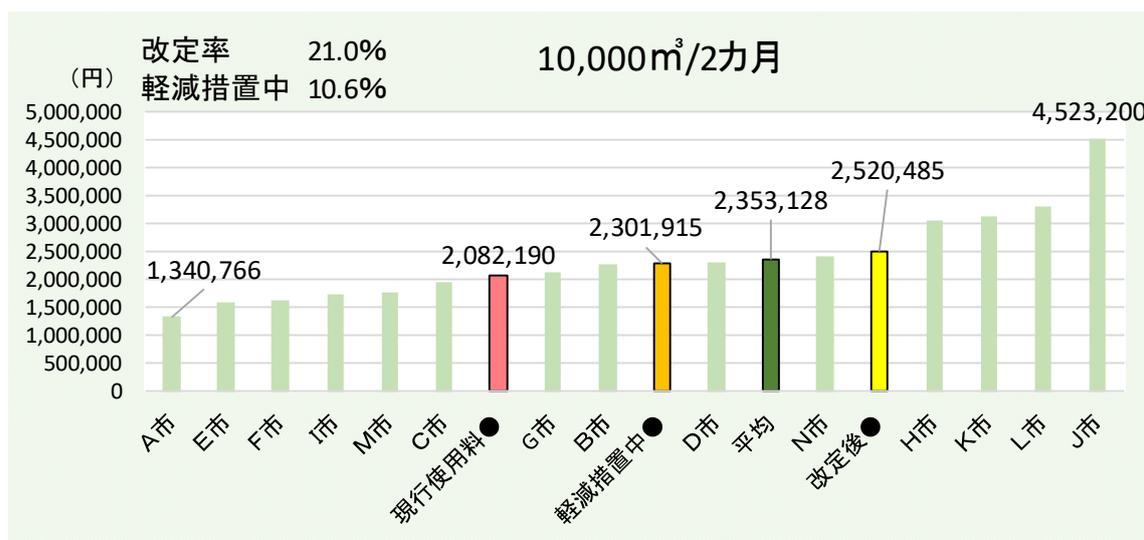
図表 3-8 「200 m³/2 カ月」の使用料及び府内事業体比較（税込）



図表 3-9 「2,000 m³/2カ月」の使用料及び府内事業体比較（税込）



図表 3-10 「10,000 m³/2カ月」の使用料及び府内事業体比較（税込）



※図表 3-7 から図表 3-10 については、総務省「平成 30 年度地方公営企業決算状況調査」から本市作成。

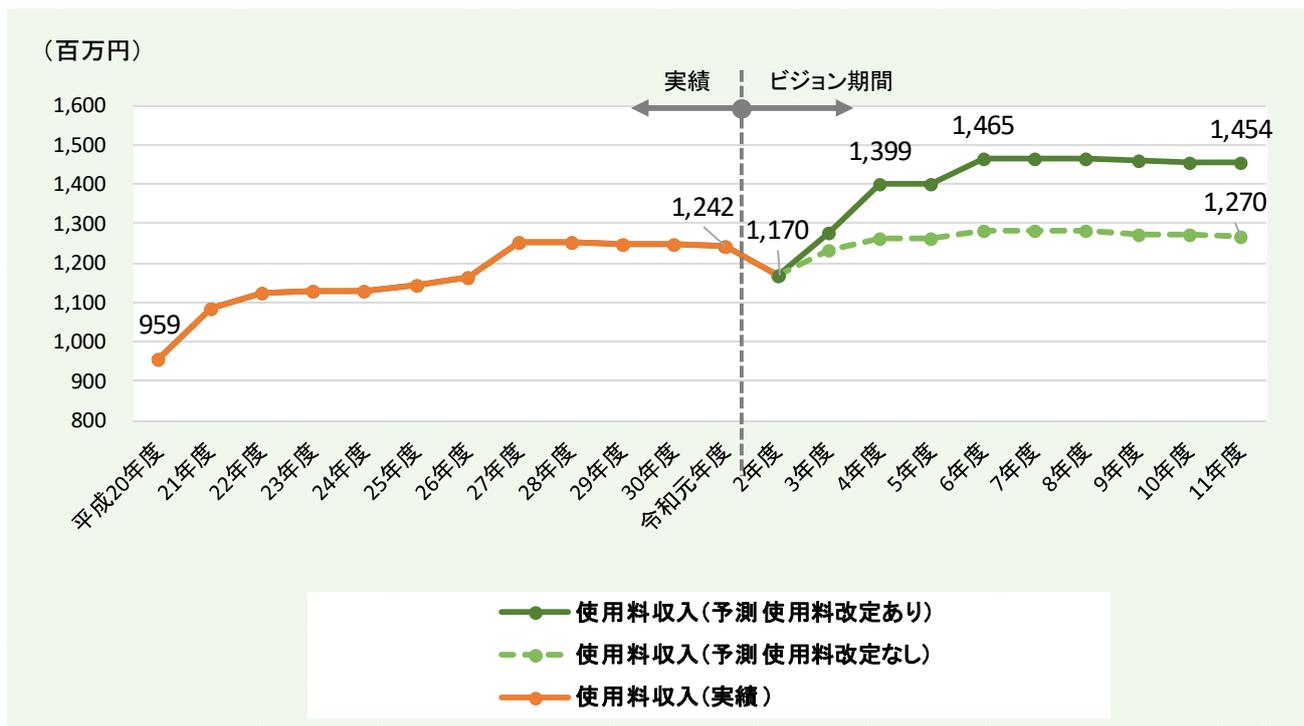
なお、消費税改正を踏まえて、本市以外の使用料は統計値に一律 110/108 を乗じています。

エ) 使用料収入の推移と今後の見込み

使用料収入については、改定を行わない場合、ほぼ横ばいで推移すると見込んでいます。

今回の改定では、令和3年10月から令和6年3月に実施する軽減措置により、段階的に使用料収入は増加し、軽減措置終了後の令和6年度以降は年間14.5億円前後で推移する見通しで、令和11年度までの改定による増収額は累計で約14億円と見込んでいます。

図表 3-11 使用料収入の推移と今後の見込み（税抜）



※令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策による減免措置として、10、11月分の基本使用料を無料とした影響で約70百万円の減収が生じています。

オ) 資金不足額の見込み

① 対策を全くとらない場合

ビジョン期間中、資金不足に対する対策を全くとらない場合、令和元年度の資金不足額約 18 億円から、さらに約 1 億円悪化し、令和 11 年度末の資金不足額は約 19 億円となる見込みです。

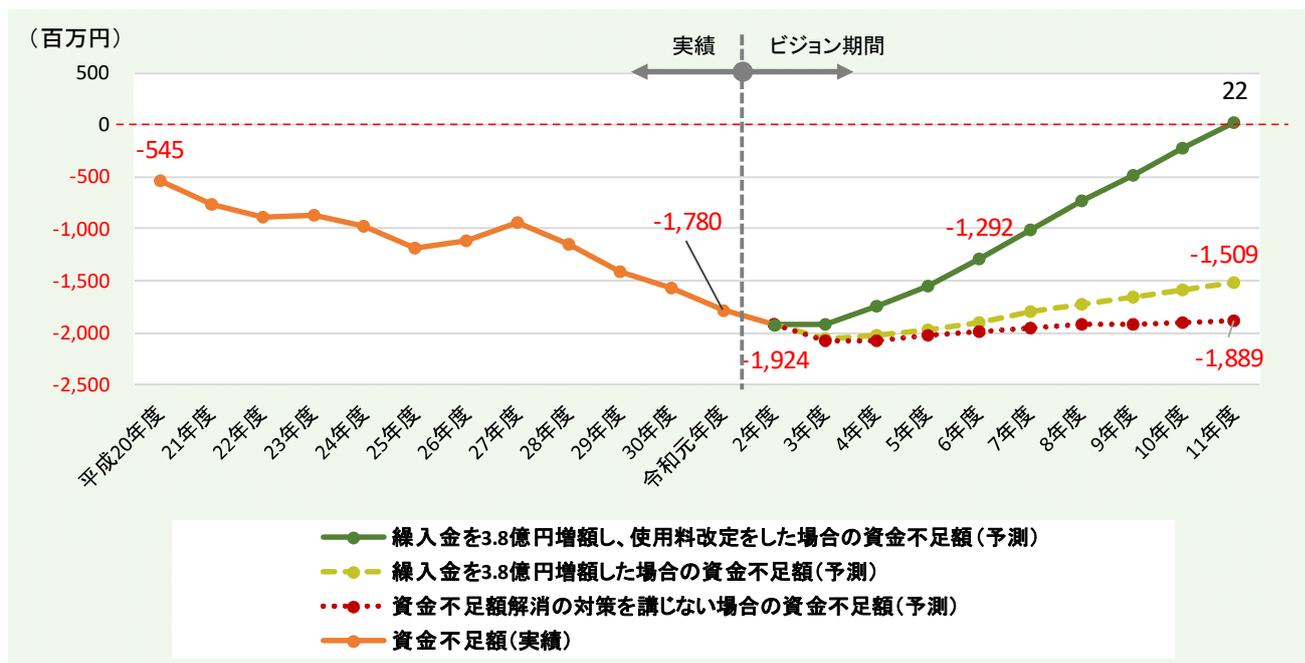
② 一般会計からの繰入金を増額した場合

財源計画に記載したとおり、一般会計繰入金をビジョン期間中段階的に引き上げ、ビジョン期間中累計で約 3.8 億円増額することにより、ビジョン期間末である令和 11 年度末の資金不足額は約 15 億円となる見込みです。

③ 一般会計からの繰入金及び借入金に加えて使用料改定をした場合

さらに、令和 3 年 10 月から使用料改定を実施することにより、ビジョン期間中に約 14 億円の増収となり、これに令和 3 年 10 月から令和 6 年 3 月まで実施する軽減措置の財源として、一般会計から借り入れる 1 億円を加えることで、ビジョン期間末である令和 11 年度に資金不足額を解消することができると見込んでいます。

図表 3-12 資金不足額（補填財源不足額）の見通し



※なお、使用料改定を行わない2つ推計（上記の図表 3-12 における破線の2つの推計）は、企業債発行が現状どおり可能という前提条件における予測です。しかし、ビジョン期間中に資金不足額の解消が見込めない場合、企業債の発行制限がかかるため、資金不足額は大幅に増加する見込みとなります。

(5) 基本使用料減免制度の見直し

ひとり暮らしの高齢者等を対象に、基本使用料の 1/3 程度を減額する基本使用料減免制度は、減免した額が減収となるため、使用料の改定率増加につながります。また、非減免者の負担が相対的に大きくなるため、公平性の観点からも公営企業の考え方になじみません。

しかし、急激な制度変更は減免対象者への影響が大きいことから、水道料金の基本料金減免制度とあわせて、令和 3 年度から段階的に減免額を減額し、令和 5 年 7 月末で制度を廃止します。

具体的な減免額とスケジュールは下記のとおりです。

図表 3-13 減免制度の段階的廃止スケジュール（1 期（2 カ月）あたり、税抜）

	現在	令和 3 年 8 月～	令和 4 年 8 月～	令和 5 年 8 月～
下水道使用料	800 円	400 円	200 円	0 円
(参考)水道料金	700 円	400 円	200 円	0 円

図表 3-14 減免制度の段階的廃止スケジュール（1 期（2 カ月）あたり、税抜）

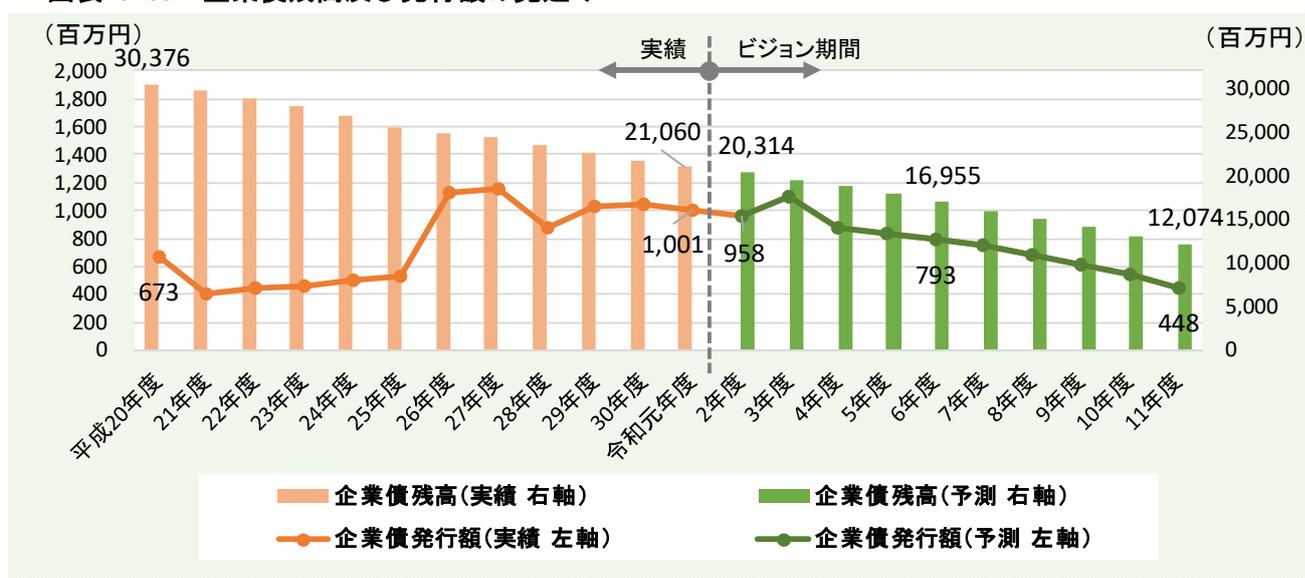
年度	令和3年度						令和4年度						令和5年度								
	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	...				
期																					
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	...
下水道使用料減免額	800円		400円						200円						以降廃止						
(参考)水道料金減免額	700円		400円						200円						以降廃止						

(6) 企業債について

企業債については、繰上償還等の制度を最大限活用するとともに資金不足の発生を抑制するため、制度上活用可能な上限額を起債することを前提としています。また、金利については、これまでの金利を踏まえながらも、経済情勢や国における政策目標等も加味して、若干上昇していくことを前提としています。

ただし、企業債の発行額よりも償還額（返済額）が多い状態が続くため、企業債残高は減少傾向が継続し、ビジョン期間の最終年度の令和 11 年度末には企業債残高は概ね 120 億円まで減少する見込みです。

図表 3-15 企業債残高及び発行額の見込み



※企業債発行額は借り換え分を除いた値です。

図表 3-16 企業債の発行条件

発行条件	管渠整備等に用いる企業債：元金均等方式（償還期間 30 年・据置期間 5 年）			
金利	令和 3 年度	令和 4 年度～	令和 6 年度～	令和 8 年度以降
	0.7%	0.8%	0.9%	1.0%
発行条件	資本費平準化債：元金均等方式（償還期間 10 年もしくは 20 年）			
金利	令和 3 年度以降			
	0.7%			

3.3. 投資計画

(1) 投資計画における目標

ビジョンでは、“重要な管路の耐震性確保”を最重点施策と位置付けています。

重要な管路のうち、緊急輸送道路（国道 24 号、国道 307 号、府道城陽宇治線及び府道山城総合運動公園城陽線）や JR 奈良線・近鉄京都線の軌道下に敷設されている管路は、地震災害等で被災した場合の影響が特に大きい管路です。ビジョン期間中はこれらの管路のうち、耐震性の調査が必要な管路約 7.2km について、耐震診断や必要に応じた耐震化工事を実施することを投資計画の目標としています。

なお、非常に厳しい財政状況にあるため、緊急性の高い事業や効果の高い事業に絞り、計画的に実施していく必要があります。単年度での費用ではなく長期的に見て必要か否かという判断基準で事業の取捨選択を行うとともに、費用低減に繋がる工法・技術についても積極的に検討していきます。

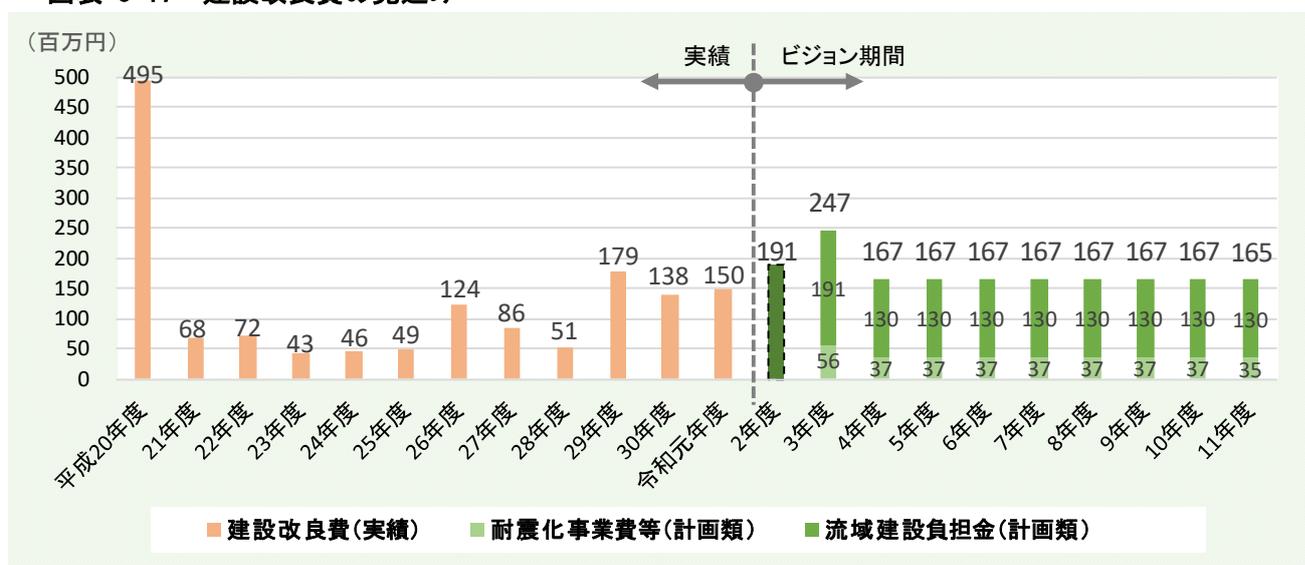
(2) 建設改良費の見込み

本市の污水は、京都府流域下水道の施設である洛南浄化センターで処理をしており、京都府に対して「建設負担金」と「維持管理負担金」を支払っています。このうち、「建設負担金」は京都府が実施する施設の建設や更新の財源となるため、本市においても建設改良費として支出しています。

そのため、“重要な管路の耐震性確保”に要する工事費等、本市が単独で実施する事業費に、京都府へ支払う建設負担金を加えた額がビジョン期間中の建設改良費の見込みとなります。

流域下水道建設負担金については、京都府との調整により、これまでの傾向を踏まえた額としています。

図表 3-17 建設改良費の見込み



※令和 2 年度は決算見込値の総額です。

3.4. その他の効率化・経営健全化等の取組み

(1) 接続率の向上について

未接続の家屋や公共用水域の水質保全の観点からも接続の効果が高いと考えられる大口事業所に対して個別訪問や文書投函による普及啓発活動を行っております。

今後も普及啓発活動を継続して行い、接続率を平成 30 年度実績値 93.2%からビジョン期間中に 97.5%まで向上させることを目標としています。接続率の向上は使用料収入の増収にも寄与するため、広報紙やホームページを活用して接続への理解、協力を広めていきます。

(2) その他の経営効率化・健全化策について

ア) 職員給与費

現状、本市の下水道事業に従事する職員数は非常に少なく、全体経費に占める職員給与費の割合が他団体に比べて非常に低くなっている一方、技術の継承が難しくなっています。今後は職員研修の充実等により、職員能力の向上を図り、業務体制の確保と業務の執行に努めます。

イ) 流域下水道維持管理負担金

「流域下水道維持管理負担金」は、本市の汚水を浄化処理している洛南浄化センターの維持管理や施設の運転に要する費用で、京都府に支払っています。施設運転に必要な電気料金が値上がりしたこと等の影響で値上げの傾向にありますが、京都府に対し、更なる事業の効率化と経費削減による市町の負担軽減を求めています。

ウ) その他の維持管理費用

各種委託業務については、すでにマンホールポンプの運転管理業務等を委託していますが、委託範囲や発注方法について、近年一部の事業で導入されている上下水道一体での委託発注や、他団体と共同による広域的な発注の検討を実施し、実施可能なものについては導入する等して、委託費の縮減に努めます。

3.5. 財政計画の進捗管理と見直し

本計画では、一般会計からの繰入金が増額や令和3年10月からの使用料改定等により、ビジョン期間末である令和11年度に資金不足額を解消するとともに、経費回収率[※]も100%を維持できる見込みですが、計画の進捗管理は不可欠です。

財政計画については、毎年度決算時期にあわせた進捗管理を実施します。また、5年後の令和6年度を目途に行うビジョンの中間見直しでは、計画期間前半における進捗状況や経営環境の変化等、経営状況を再検証するとともに、更なる経費削減策や使用料の見直し等、経営健全化策の必要性を検討し、ビジョンに掲げる計画目標の達成とともに経費回収率100%の維持を図っていきます。

※経費回収率とは、汚水処理に係る費用をどの程度使用料収入で賄えているかを見る指標です。下水道事業は、汚水処理にかかる費用は使用料収入で賄う「汚水私費の原則」で運営する必要があるため、経費回収率は100%以上であることが必要です。

3.6. 財政計画（投資・財源計画）

ビジョン期間を通しての財政見込みは下表のとおりです。ビジョン期間中に、令和3年10月からの使用料改定により約14億円、一般会計繰入金増額により約4億円の増収を図り、資金収支不足額の解消を目指します。また、重要な管路の耐震性確保等の事業の財源を確保し、ビジョンの実効性を担保します。

図表 3-18 ビジョン期間中（令和2～11年度）の財政計画（百万円）

		← 城陽市下水道事業ビジョン 計画期間 →										(単位:百万円)	
科目	令和元年度 決算	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	ビジョン期間 合計	
収益的収支	収益的収入	2,104	2,103	2,157	2,281	2,283	2,345	2,386	2,387	2,371	2,367	2,361	23,041
	下水道使用料	1,242	1,170	1,276	1,399	1,401	1,465	1,466	1,467	1,459	1,456	1,454	14,014
	うち改定影響分	0	0	45	139	140	185	185	185	185	184	184	1,431
	一般会計繰入金(A)	385	423	310	268	292	279	309	305	310	333	357	3,185
	その他の収益	477	510	572	614	590	601	610	615	602	577	551	5,842
	収益的支出	1,791	1,759	1,769	1,681	1,649	1,645	1,628	1,614	1,597	1,576	1,562	16,480
	職員給与費	42	55	93	93	93	93	93	93	93	93	93	891
	流域維持管理負担金	457	475	475	429	427	445	444	445	439	438	436	4,454
	減価償却費等	874	863	866	868	869	868	870	871	865	867	866	8,672
	支払利息等	332	296	264	238	216	195	177	161	147	134	122	1,952
その他の支出	86	70	71	52	44	44	44	44	52	44	44	510	
当年度純利益	313	344	388	600	634	700	758	773	774	791	799		
資本的収支	資本的収入	1,416	1,436	1,546	1,505	1,451	1,720	1,728	1,521	1,532	1,491	1,258	15,188
	企業債	1,197	1,177	1,104	1,139	1,110	1,366	1,364	1,153	1,169	1,151	942	11,673
	一般会計長期借入金	0	0	100	0	0	0	0	0	0	0	0	100
	一般会計繰入金(B)	215	249	310	352	328	341	351	355	350	327	303	3,267
	国庫支出金等	4	11	33	13	13	13	13	13	13	13	13	149
	資本的支出	2,386	2,320	2,257	2,209	2,189	2,457	2,484	2,299	2,337	2,325	2,130	23,006
	建設改良費	150	191	247	167	167	167	167	167	167	167	165	1,768
	企業債等償還金	2,234	2,127	1,970	2,033	2,012	2,280	2,308	2,122	2,160	2,149	1,955	21,116
	その他	2	2	40	10	10	10	10	10	10	10	10	122
	収支	△ 969	△ 884	△ 710	△ 704	△ 738	△ 737	△ 757	△ 778	△ 805	△ 834	△ 872	
一般会計長期借入金残高	0	0	100	100	100	100	100	100	100	100	100		
企業債等残高	21,399	20,473	19,623	18,744	17,855	16,954	16,022	15,064	14,081	13,087	12,074		
一般会計繰入金合計(A)+(B)	600	671	620	620	620	620	660	660	660	660	660	6,451	
資金過不足額	△ 1,780	△ 1,924	△ 1,909	△ 1,744	△ 1,545	△ 1,292	△ 1,010	△ 739	△ 489	△ 230	22		

※本表は四捨五入による整理上、表内の合計数値が合致しないことがあります。